

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

日本自動車リース協会連合会

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関する意見

自動車リースを営む企業が集まる団体である、私共「日本自動車リース協会連合会」は、貴省における電波の有効利用に対する取り組みに敬意を表するところであります。

さてこの度「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」を拝見したところ、納付義務者の範囲を広げ、無線局の免許不要局から電波使用料を徴収することも検討課題とされていることが判り、驚愕しているところであります。

自動車業界では、クルマの安全性や利便性の向上、また 環境問題にも積極的に取り組んでいる最中、無線システムの活用もその重要な手段として大きな一翼を担っており、その成果の度合いは 自動車リース業界の発展にも直接影響が及ぶ要素であると考え、私共にとっても重大な関心事となっております。

然るに、その無線システムの利用に関して 従来 免許が不要とされている無線局からも利用料を徴収することが仮に実施されたとすれば、これらの取り組みに対する大きな阻害要因ともなり、これにより自動車リースの発展にも 少なからず影響が出かねないと危惧をし、当連合会としては下記のように要望する次第です。

記

- 無線局の免許不要局からは、現行通り電波利用料を徴収しないでもらいたい。
- 現在免許不要とされている無線局が、今後の法律・施行令等の改訂によって、免許が必要となるような事態にならないようにしていただきたい。

<理由>

- ①免許が不要とされている無線局が発する電波は、その主旨から見ても元来低出力であり、その伝播範囲も極めて限られている。
また、電波の適正利用に及ぼす影響も極めて少なく、また保護もされていない。
- ②免許不要局から利用料を徴収することになれば、ITSの発展・普及を阻害し、又新たなコスト負担を利用者に強いこととなる。
- ③国民が自由に電波を利用できる環境を、狭める事につながりかねない。

以上